

## JSPS Information

- ◇日本惑星科学会入会案内
- ◇日本惑星科学会会則
- ◇日本惑星科学会役員名簿
- ◇日本惑星科学会賛助会員名簿

### ◇日本惑星科学会入会案内

「日本惑星科学会」が平成4年4月に正式に発足しました。新学会の設立目的は、まず惑星科学それ自体の振興にあります。旧来分野の垣根を取り払い、相互理解や情報交換を積極的に進め、また、異なった手法、異なった対象の研究を集約し総合的な視点にたって惑星科学を推進することが第一の目的です。また、本格的な惑星探査の時代を迎え、日本の惑星科学界全体として直接、間接に探査計画を支え、さらには将来の探査計画を立案すべく、新学会がその組織化をはかることも重要です。同時に、惑星科学研究の国際的な共同計画に日本の応分の負担と協力が求められている現在、新学会が力量を高め、国際的な窓口としての役割も果たすことになるとおもわれます。更には、惑星科学の成果を社会に還元したり、また、中・高校生など若い人材を惑星科学に勧誘するための広報活動も新学会の重要な責務です。

このような日本惑星科学会設立の主旨にご賛同くださり、今後の惑星科学の発展をともに担う広範な分野の方々の入会をお待ちしています（会則及び第一期役員名簿が次ページ以降に掲載されています）。

入会の方法は下記の通りです。

年会費：

6,000円（但し、学生会員は4,000円）

入会手続：

- (a) 入会申込書（日本学会事務センターにご請求下さい）にご記入の上、入会申込書のみを事務局にご返送下さい。
- (b) 運営委員会において入会が認められますと、事務局より入会受理のお手紙を差し上げます。
- (c) その後、(財)日本学会事務センターより年会費請求書が送付されます。請求書に従って年会費をお振り込み願います。なお、入会受理より年会費請求まで遅延があります（最大2ヶ月程度）が、会員としての権利は入会受理と共に発生します。

事務局：

〒152 東京都目黒区大岡山 2-12-1

東京工業大学 理学部 地学内

TEL. 03-3720-9885; FAX. 03-3727-4662

〒113 東京都文京区本駒込 5-16-9

(財)日本学会事務センター

TEL. 03-5814-5801; FAX. 03-5814-5820

## ◇日本惑星科学会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、日本惑星科学会（The Japanese Society for Planetary Sciences）という。

第2条 本会は、惑星科学の進歩に貢献するとともにその平和的応用及び普及を目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 講演会及び総会（少なくとも年1回）の開催
2. 会誌発行
3. その他必要と認めた事業

第4条 本会則の実行に必要な細則は別途これを定める。

第5条 本会の事務局は会長が定める担当可能な機関におく。

## 第2章 会員

第6条 会員は正会員及び賛助会員から成る。

1. 正会員は第2条の目的に賛同する個人とする。
2. 賛助会員は本会の事業を援助する個人または団体とする。

第7条 正会員は会費6,000円を毎年前納しなければならない。ただし、学生は年額4,000円とする。賛助会員は一口（50,000円）以上の納入金を毎年納めなければならない。

第8条 既に納めた会費はいかなる場合においても返付しない。

第9条 会員は、本会の催す各種の学術的会合に参加することができる。

第10条 会員は、会誌に寄稿することができる。ただし、第15条に定める編集委員会がやむを得ないと決議した場合には、寄稿原稿の掲載を拒まれ、または改訂を要求されることがある。

第11条 会費を1ケ年以上滞納した会員、または第14条に定める運営委員会で理由をあげて本会の会員として適当でないと決議された会員は、会長によって退会させられる。

## 第3章 役員および運営組織

第12条 会長は本会を代表し、会の事業を統率する。

第13条 少なくとも1名の副会長をおく。副会長は広い立場から会長を補佐するとともに、会長に事故がある時、あるいは欠けたときは、その職務を代行する。

第14条 本会に運営委員会をおく。運営委員会は、会長の諮問に答えるとともに、会の運営にとって必要と思われる意見を会長に進言する。

第15条 運営委員会のもとに、将来計画委員会、対外協力委員会、総務委員会、財務委員会、編集委員会の5常設専門委員会をおく。運営委員会は必要に応じてこの他にも時限で専門委員会をおくことができる。また各専門委員会は運営委員会の了承の下、必要に応じて時限の作業部会をおくことができる。

第16条 将来計画委員会は本会が関わる事業の将来計画を立案する。

第17条 対外協力委員会は国内外協力事業に関する調査、企画、交渉を行う。

第 18 条 総務委員会は総会の企画と運営、会の運営に関する事務の統括を行う。

第 19 条 財務委員会は本会の財務を統括する。

第 20 条 編集委員会は会誌の編集、発行を行う。

第 21 条 各委員会にはそれぞれ、委員長 1 名、委員若干名をおく。

第 22 条 運営委員会は 20 名の運営委員及び会長、副会長で構成する。

第 23 条 会長は、必要に応じて、運営委員会の了承を得て、運営委員以外のものを運営委員会に出席させ協力を求めることができる。

第 24 条 各専門委員長は、必要に応じて、当該専門委員会の了承を得て、当該専門委員以外のものを専門委員会に出席させ協力を求めることができる。

第 25 条 本会に監事 2 名をおく。監事は本会の会計を監査する。監事は必要に応じて、総会および運営委員会に出席する。

第 26 条 会長の選出はつぎのように行う。

1. 会長は全会員の無記名投票によって選出する。
2. 会長選挙は、総務委員長を長とし、運営委員会構成員 4 名より成る選挙管理委員会を運営委員会の中に設置し、これが遂行する。
3. 会長選挙に先だて、会長は適当な時期に全会員から次期会長の候補者を募集し、選挙管理委員会がこれを公示する。
4. 公示されたもの以外の会員に対する投票も有効である。
5. 投票の結果、得票の多いものを当選者とする。同点票のある場合は、抽選とする。

第 27 条 副会長は、会長が選任し、運営委員会に諮った上、会長が委嘱する。

第 28 条 20 名の運営委員の内 8 名は会長が選任し、あとの 12 名は下記のように決定される。

1. 全会員の無記名投票によって選出する。
2. 選挙は第 26 条第 2 項の選挙管理委員会がこれにあたる。
3. 投票の結果、得票の多いものから順に 12 名を当選者とする。同点票のある場合は、抽選によって当選者を決定する。

第 29 条 各専門委員会の委員長は運営委員の中から会長が選任する。

第 30 条 各専門委員長は当該専門委員会の委員を選出し運営委員会で承認を受ける。

第 31 条 監事の選出は次のように行う。

1. 運営委員会で候補者を選定する。
2. 会長は委員会で定めた候補者の氏名を全会員に通知し、その十分の一以上からあらかじめ指定した期限内に異議の申し出を受けなかった者を次期の監事とする。

第 32 条 会長、副会長、運営委員、各専門委員、監事ら役員はすべて 2 年（4 月 1 日から翌々年の 3 月 31 日まで）とする。ただし再任は妨げない。

#### 第 4 章 総会、運営委員会

第 33 条 総会は最高議決機関であり、毎年 1 回会長の召集によって開く。運営委員会から、または、正会員の 50 名以上からあらかじめ議事を示して請求があったとき、また会長が必要と認めるとき、会長は臨時に総会を召集しなければならない。また監事が必要と認めれば、臨時に総会を召集することができる。

第 34 条 つぎの事項は、総会に提出してその承認を受けなければならない。

1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告及び収支決算

## 3. 会則の改正

## 4. その他運営委員会において必要と認められた事項

第 35 条 総会は、正会員の 5 分の 1 以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。議長は運営委員会が推薦し総会で承認を得る。会則の変更以外は出席正会員の過半数をもって議決することができる。可否同数のときは議長が決める。

第 36 条 運営委員会ではつぎの事項を審議する。

1. 会則、細則に定められた審議事項
2. 総会に提出する議案
3. その他専門委員会や一般会員から提出された議案

第 37 条 運営委員会は、会長がこれを召集し議長となる。運営委員の半数以上からの請求があったときには、会長は臨時に運営委員会を召集しなければならない。

第 38 条 運営委員会は、運営委員会構成員の 4 分の 3 以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決することができる。可否同数のときは議長が決める。

## 第 5 章 会計

第 39 条 本会の事業遂行に要する経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

第 40 条 本会の会計年度は、1 月 1 日に始まり 12 月 31 日をもって終わるものとする。

第 41 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、会長が編成し、運営委員会議の議決を経て、総会で承認を得な

ければならない。事業計画及びこれに伴う収支予算を変更した場合も同様の扱いとする。

第 42 条 各年度の収支決算は、各年度の終了後に会長が作成し、事業報告、会員の異動状況書とともに監事の意見をつけて、運営委員会および総会の承認を受けて、会誌に掲載する。収支決算に剰余金があるときには、運営委員会および総会の承認を受けて、翌年度に繰り越すものとする。

第 43 条 本会の会計に関する資料は、会員がいつでも見られるように整えておかなければならない。

## 第 6 章 会則、細則の改正

第 44 条 会則の改正は、運営委員会に諮った上、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意によって決することができる。

第 45 条 細則の改正は、運営委員会において出席委員の 3 分の 2 以上の同意によって決することができる。

## 付則

1. 本会の事務局は当分の間会長の所属機関におく。
2. 本会則は 1992 年 4 月 8 日から施行する。ただし当初は設立準備委員会の決めた役員によって本会を発足させる。その他はできる限り会則に従って会の運営を行い、1 年後に役員選挙を行うとともに総会を開催し、会則を完全に施行する。

## ◇日本惑星科学会第1期役員名簿

**会長**

中沢 清 (東工大・理)

**副会長**

武田 弘 (東大・理)

水谷 仁 (宇宙研)

**監事**

中野 武宣 (天文台)

松田 准一 (阪大・理)

**運営委員**

荒川 政彦 (北大・低温研)

磯部 秀三 (天文台)

大谷 栄治 (東北大・理)

海老原 充 (都立大・理)

加藤 学 (名大・理)

川口 淳一郎 (宇宙研)

北村 雅夫 (京大・理)

高木 靖彦 (東邦学園短大)

土山 明 (阪大・教養)

寺沢 敏夫 (東大・理)

林 正彦 (東大・理)

福岡 孝昭 (学習院大・理)

藤井 直之 (名大・理)

村江 達士 (九大・理)

柳川 弘志 (三菱化成生命科学研)

矢内 桂三 (極地研)

**運営委員・幹事**

山本 哲生 (宇宙研)

**運営委員・幹事・財務専門委員長**

杉浦 直治 (東大・理)

**運営委員・総務専門委員長**

藤原 顕 (京大・理)

**運営委員・編集専門委員長**

向井 正 (神戸大・理)

**運営委員・将来計画専門委員長**

留岡 和重 (神戸大・理)

**運営委員・対外協力専門委員長**

松井 孝典 (東大・理)

**学会連合等部会長**

中川 義次 (東大・理)

**企画部会長**

佐々木 晶 (東大・理)

## ◇日本惑星科学会賛助会員名簿

1992年6月10日までに、賛助会員として本学会に御協力下さった団体は下記の通りです。社名等を掲載し、敬意と感謝の意を表します(五十音順)。

(株)大林組

清水建設(株)宇宙開発室

(株)ジュンテンドー

(株)竹中工務店

(財)日本宇宙少年団

(株)本田技術研究所

(財)リモートセンシング技術センター